

## 告 示

### 埼玉県告示第千十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

太平ショッピングモール

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目九―三十

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社太平 代表取締役 平子 一郎

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和四年七月十日